

租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イに規定する
中間貯蔵施設に係る部分の環境大臣の指定について

平成26年11月14日
令和4年3月25日一部改正
令和4年6月28日一部改正
環境大臣

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第14条第5項第3号イに規定する中間貯蔵施設に係る部分として、中間貯蔵施設の設置区域を別添地図のとおりとし、対象となる土地について、下記のとおり指定する。

記

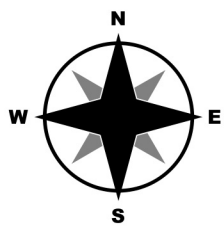
- 双葉郡双葉町大字新山^{しんざん}字富永^{とみなが}、字萩^{はぎさく}、字弓^{ゆみさく}、字漆^{うるしざく}、
字前^{まへ}沖^{おき}のうち町道久保前^{くぼまへ}・前^{まへ}沖^{おき}線より東側、かつ、町道下条^{げじょう}・細谷^{ほそや}
線より南側の部分、
字蓬^{よもぎ}田^だのうち町道久保前^{くぼまへ}・前^{まへ}沖^{おき}線より東側の部分、
字牛^{うし}踏^{ぶみ}のうち国道6号より東側の部分、
字高^{たか}万^{まん}姫^{ぎく}のうち国道6号より東側の部分、
大字郡山^{こおりやま}字北^{きた}磯^{いそ}坂^{さか}、字南^{みなみ}磯^{いそ}坂^{さか}、字小^お沢^{ざわ}、字弥^や平^{へい}、字東^{ひがし}原^{はら}、
字四^し郎^{ろう}田^だ、字台^{だい}、字台^{だい}ノ前^{のまえ}、字関^{せき}ノ入^{のいり}、字小^こ護^{ゆずり}、字後^{うしろ}、字島^{しま}、
字五^ご斗^と、字堂^{どう}ノ上^{のうへ}、字鹿^か島^{しま}原^{のつぼ}、字馬^ば場^ば、字栗^{くり}崎^{ぎき}、字島^{しま}ノ坪^{のつぼ}、
字大^お倉^{くら}田^だ、字四^し斗^と、字ク^くツ^つカ^かタ^た、字五^ご番^{ばん}、字谷^や地^ち、字根^ね田^だ、
字塚^{つか}ノ腰^{のこし}、字本^{もと}風^{ふう}呂^ろ、字銅^{どう}谷^や、字陳^{ちん}場^ば、字西^{にし}原^{はら}、字坂^{さか}下^{した}、
字鍛^か冶^{じうち}内^{の内}、字長^{なが}橋^{はし}、字道^{どう}ノ口^{のくち}、字中^{なか}ノ町^{のまち}、字尾^{おし}浸^{して}沢^{ざわ}、字柳^{やなぎ}町^{まち}、
字沼^{ぬま}ノ沢^{のさわ}のうち7番地6を除く部分、
字久^く保^ぼ谷^{やち}地^ちのうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
字南^{みなみ}久^く保^ぼ谷^{やち}地^ちのうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
字大^お原^{はら}山^{やま}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
字檜^ひ無^{なし}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
大字細^{ほそ}谷^や字大^お森^{もり}、
字森^{もり}ノ内^{のうち}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
字熊^{くま}ノ沢^{のさわ}のうち国道6号より東側の部分、
字陳^{ちん}場^ば下^{した}のうち国道6号より東側の部分、
字陳^{ちん}場^ば沢^{さわ}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
字榎^{もみ}木^{のき}沢^{のさわ}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
字三^{さん}百^{ひやく}谷^{やち}地^ちのうち福島第一原子力発電所用地を除く部分

- 双葉郡大熊町大字熊川^{くまがわ}字古^こ館^{だて}、
字久^く麻^ま川^{がわ}のうち二級河川熊川^{くまがわ}より北側の部分、

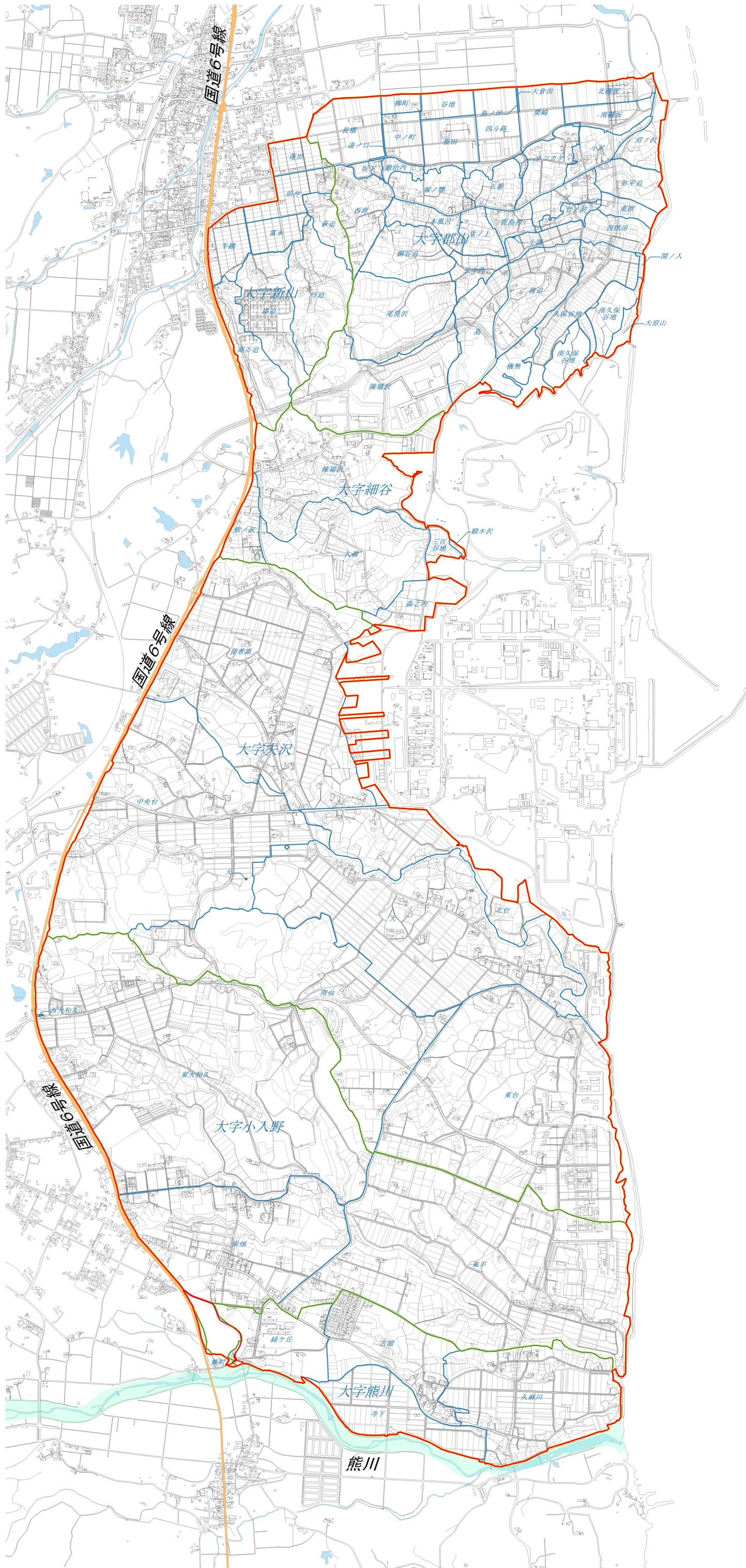
- 〃 〃 寺下^{てらした}のうち二級河川熊川^{くまがわ}より北側の部分、
- 〃 〃 字緑ヶ丘^{みどりがおか}のうち二級河川熊川^{くまがわ}より北側の部分、
- 〃 大字熊^{くま}字熊町^{くままち}のうち二級河川熊川^{くまがわ}より北側、かつ、国道6号より東側の部分
並びに549番地1、550番地、551番地1、551番地2、
553番地1から553番地4まで及び554番地から556番地
までを除く部分、
- 〃 大字夫沢^{おつとぎわ}字大^{だい}、字東台^{ひがしだい}、字南台^{みなみだい}、
- 〃 〃 字中央^{ちゆうおうだい}台のうち国道6号の東側の部分、
- 〃 〃 字長者原^{ちようじやはら}のうち国道6号の東側の部分、
- 〃 〃 字北原^{きたはら}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
- 〃 〃 字北台^{きただい}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
- 〃 大字小入野^{こいりの}字東^{ひがし}大和久^{おおわぐ}、字東平^{ひがしだい}、
- 〃 〃 字向畑^{むかいはた}のうち国道6号の東側の部分

※ 上記のうち、町道西32号線（大字熊^{くま}字熊町^{くままち}549番1地先から大字熊川^{くまがわ}字緑ヶ丘^{みどりがおか}41番地先まで）、町道東57号線及び町道東62号線（大字熊川^{くまがわ}字緑ヶ丘^{みどりがおか}28番3地先から同字28番4地先まで）を除く

以上

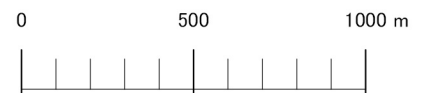


1 : 22,000



凡 例	
	計 画 線
	大 字 界
	字 界

No.	町	大字	字
1	双葉町	郡山	クツカタ
2	双葉町	郡山	関ノ入
3	双葉町	郡山	久保谷地の一部
4	双葉町	郡山	栗崎
5	双葉町	郡山	五斗蒔
6	双葉町	郡山	五番
7	双葉町	郡山	後迫
8	双葉町	郡山	根田
9	双葉町	郡山	坂下
10	双葉町	郡山	四斗蒔
11	双葉町	郡山	四郎田
12	双葉町	郡山	鹿島原
13	双葉町	郡山	小沢
14	双葉町	郡山	沼ノ沢の一部
15	双葉町	郡山	西原
16	双葉町	郡山	台
17	双葉町	郡山	台ノ前
18	双葉町	郡山	大原山の一部
19	双葉町	郡山	谷地
20	双葉町	郡山	鍛冶内
21	双葉町	郡山	中ノ町
22	双葉町	郡山	長橋
23	双葉町	郡山	道ノ口
24	双葉町	郡山	陳場沢
25	双葉町	郡山	塚ノ腰
26	双葉町	郡山	島
27	双葉町	郡山	東原
28	双葉町	郡山	堂ノ上
29	双葉町	郡山	銅谷迫
30	双葉町	郡山	榎無の一部
31	双葉町	郡山	南磯坂
32	双葉町	郡山	南久保谷地の一部
33	双葉町	郡山	馬場
34	双葉町	郡山	尾漫沢
35	双葉町	郡山	北磯坂
36	双葉町	郡山	本風呂
37	双葉町	郡山	弥平迫
38	双葉町	郡山	柳町
39	双葉町	郡山	島ノ坪
40	双葉町	郡山	大倉田
41	双葉町	郡山	小鎌
42	双葉町	細谷	三百谷地の一部
43	双葉町	細谷	榎木沢の一部
44	双葉町	細谷	熊ノ沢の一部
45	双葉町	細谷	森之内の一部
46	双葉町	細谷	大森
47	双葉町	細谷	陳場下の一部
48	双葉町	細谷	陳場沢の一部
49	双葉町	新山	弓迫
50	双葉町	新山	牛踏の一部
51	双葉町	新山	高万迫の一部
52	双葉町	新山	漆迫
53	双葉町	新山	前沖の一部
54	双葉町	新山	萩迫
55	双葉町	新山	富永
56	双葉町	新山	蓬田の一部



凡 例	
	計 画 線
	大 字 界
	字 界

No.	町	大字	字
57	大熊町	夫沢	長者原の一部
58	大熊町	夫沢	北原の一部
59	大熊町	夫沢	中央台の一部
60	大熊町	夫沢	大
61	大熊町	夫沢	北台の一部
62	大熊町	夫沢	南台
63	大熊町	夫沢	東台
64	大熊町	小入野	東大和久
65	大熊町	小入野	向畑の一部
66	大熊町	小入野	東平
67	大熊町	小入野	西大和久の一部
68	大熊町	熊川	緑ヶ丘の一部
69	大熊町	熊川	古館
70	大熊町	熊川	久麻川の一部
71	大熊町	熊川	寺下の一部
72	大熊町	熊	熊町の一部